

2011年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度案は、国保の「都道府県単位化」とセットになっているだけでなく、「負担増か医療抑制か」の二者択一を迫り、高齢者を差別する後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、来年4月からの「第5期介護保険事業計画」にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、生活支援のサービスは保険給付外とするなど給付制限をすすめています。

今回の東日本大震災は、自治体が住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくことの重要性を一層明らかにしました。各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【社会福祉課】

自治体として住民福祉の向上を最大の基本理念にもち、合理的・有効的な行政運営を推進します。

- ②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

【社会福祉課】

考えておりません。

- ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【社会福祉課・収納課】

あま市は愛知県地方税滞納整理機構(以下機構)に参加しております。

現在、機構の職員により滞納整理の効果があらわれており、今後も高額・悪質困難事案の滞納額の縮減と納税者の公平性を図るための確な滞納整理事務を執行していきます。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

【安全安心課・人事秘書課】

災害時等の対応は、あま市地域防災計画に基づき、課を横断し協力しながら行える体制をとっています。また、職員の配置につきましては、組織機構の改革を含め、多様化する業務や市民ニーズ等の変化に迅速かつ適正に対応できるよう見直しを行います。

②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

【安全安心課】

地域防災計画の見直しは毎年行っています。従いまして、今回の東日本大震災から学んだことも含めて、あま市の災害環境に適応した地域防災計画の見直しを進めていきます。

③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

【都市計画課・学校教育課・安全安心課】

小中学校の耐震補強工事は平成21年度までに完了しています。小中学校及びあま市の指定する避難所の施設は、耐震化の基準を満たしています。また、広域的な大災害への備えとして、備蓄食料等の強化を行っていきます。また、個人宅の耐震化の支援につきましては、木造住宅無料耐震診断事業 60件、木造住宅耐震改修補助20件の予算化を行っています。

70

④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

【安全安心課】

避難所のバリアフリーについては、避難所開設時や長期避難生活により、必要になった場合も増設できるように、各避難所の所管課で検討しています。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

【高齢福祉課・社会福祉課・安全安心課】

災害時の福祉避難所の開設は行ないます。

(七宝総合福祉センター、美和総合福祉センターすみれの里、甚目寺総合福祉会館)

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

【市民病院・安全安心課】

本院が属する海部医療圏には災害拠点病院として、津島市民病院、海南病院が指定をされており、また、隣接する名古屋医療圏には医療連携を推進しております名古屋第一赤十字病院が災害拠点病院として指定されているところであります。

さて、本院の建物は、老朽化による耐震問題、1床当たりの床面積も現在の施設基準に不適合である問題など、安全な医療や療養環境の提供に支障をきたしている状況にあります。このことから、住民の医療ニーズに的確に対応し地域医療を確保するための新病院の建設が必要となっており、現在、新病院の移転新築を計画しているところです。施設整備にあたっては、先の東日本大震災における災害時の医療機能を確保しておくことが大変重要であるとの認識のもと、耐震構造あるいは液状化などの対策を講じてまいることとしております。また、トリアージスペースの確保など、災害時における医療を継続して行える施設整備を進めてまいります。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

【安全安心課】

水害に備えたハザードマップの作成を今年度行っており、来年3月には市民の皆さんに配布いたします。

災害時には、当初予想していた避難経路では避難できない場合もありますので、避難経路の確保は各家庭でハザードマップ参考にして、地域の危険箇所等をチェックするなど検討をしていただきたいと思います。

⑧防災教育を徹底してください。

【安全安心課】

防災教育や啓発としては、毎年、約100名の防災リーダーを養成して、あま市の各地域の自主防災会で、防災リーダーとして活動していただけるように、本年度から防災リーダーの養成のためにあま市防災カレッジを開講します。また、市広報紙では市民の安全を守るハザードマップとして特集記事の掲載も始めています。

地域防災力の向上には、自主防災会の育成が必要であるので、自主防災会情報交換会を開催して、災害に備える知識や情報の提供も行っています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

【高齢福祉課】

所得に応じて細かく階層区分することにより、軽減を図っています。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【高齢福祉課】

現在のところ市の独自施策は考えていません。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【高齢福祉課】

現在のところ市の独自施策は考えていません。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

【高齢福祉課】

現行のサービスの低下にならないように対応していきます。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【高齢福祉課】

介護保険事業計画に基づいて対応していきます。

- ★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【高齢福祉課】

地域包括支援センターは、あま市直営方式で高齢福祉課に開設されています。旧町各1カ所ずつ地域包括支援センター相談所を設けて、住民の利便に寄与しています。

- ⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【高齢福祉課】

地域包括支援センターにおいて、介護従事者に対する研修会を開催し、職員のレベルアップを支援しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

- ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
- イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
- ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
- エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【高齢福祉課】

上記 施策をすべて一般会計にて実施することは、財政的に困難であると考えます。今後は社会福祉協議会ははじめボランティア等、地域の力を活用して、できる事業から優先的に実施する方向で進めていきたいと考えていきます。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【高齢福祉課】

社会福祉協議会にて配食及び会食を実施しています。毎日1回の配食サービスの実施は理想的ではありますが、現状は難しい状況です。まだ旧町でそれぞれ対応が異なっているので、あま市内で統一されたサービス提供できることを目標にしていきます。

(3) 障がい者控除の認定について

- ★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【高齢福祉課】

要介護1～5までの方を対象者に実施しています。

- ★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【高齢福祉課】

申請書及び認定書について、対象者に個別に郵送をしています。

2. 高齢者医療などの充実について

- ★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療課】

愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であるので、広域連合の方針に基づいて対応していきます。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

【保険医療課】

愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であるので、広域連合の方針に基づいて対応していきます。広域連合は資格証明書の発行について「市町村の意見を聞いて対応していく」と言っています。

3. 子育て支援について

- ★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

【保険医療課】

小学校卒業までの通院・入院は窓口負担なし、中学校卒業までの入院については償還払いとしており、変更の予定はありません。

- ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【健康推進課】

平成23年度より従来の健診にHTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査を追加しました。今後につきましても国の指針または、県内市町村の状況を把握し、検討していきます。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況等を把握して決定している。

申請受付は市の窓口で実施している。学校へは保護者に案内の配布をお願いしている。民生委員の証明はなし。

- ④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【学校教育課】

給食費の無料化は現在のところ考えていません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【保険医療課】

国保は低所得世帯の加入が多い、年齢層が高いなど様々な問題を抱えており、市町村それぞれが保険者となって運営をしていくことが今後非常に困難となっていくことが考えられます。このため国は、将来にわたって国保が安定的に運営され、皆保険制度が維持されていくよう広域化に向けた施策を進めています。

★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【保険医療課】

一般会計からの繰入金については、多額の繰入があり、市財政上、これ以上の繰入は不可能な状況です。
税減免について、減免の基準を明確にし、運用をしています。基準の見直しについては考えていません。
また、18歳未満の子どもに対し、均等割を賦課しないことについては、現状では難しいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【保険医療課】

資格証明書の発行については、家庭状況の把握等に努め、また面接をして対応していきます。高校卒業までの子どもについては、資格証明書に替え、短期保険証(有効期間6か月)を交付しています。
分納世帯には、納付状況に応じ短期保険証から正規の保険証に切り替えて交付していきます。
給付制限は実施していません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【保険医療課】

一部負担金の減免制度は、生保基準の1.15倍から1.4倍以下の世帯については「免除」、「徴収猶予」などで対応しています。

5. 障がい者(児)施策の充実について

- ★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

【社会福祉課】

ア・イ・エについては、独自の減免制度は考えておりません。

ウについては、平成24年4月から住民税非課税世帯への無料化実施に向けて検討中です。

- ②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

【社会福祉課】

現在、支給制限は行っておりません。

- ③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

【社会福祉課】

障害者手帳保持者全員を対象にアンケートを実施しており、当事者意見の反映を考慮しております。

- ④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

【社会福祉課】

現在は、考えておりません。

- ⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

【社会福祉課】

人権尊重のまちづくり条例(仮称)制定に向けて現在、準備をしております。

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

【健康推進課・保険医療課】

がん検診については、近隣市町村と医師会で協議した上で実施期間、自己負担額を決定しています。歯周疾患検診につきましては、集団検診で20歳以上の方を対象に無料で検診を実施しています。

特定健診については、年1回受診できます。また、個別・集団両方式で対応しています。

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【健康推進課・保険医療課】

40歳未満の健診については、30歳、35歳の方を対象に自己負担額を徴収し健診を実施しています。

国保の被保険者(20歳～40歳未満)は、自己負担は必要ですが、年1回人間ドックを受診できます。

7. 予防接種について

- ★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

【健康推進課】

平成23年1月17日より接種費用の一部助成を開始しました。

- ②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康推進課】

独自の助成制度を実施する予定はありませんが、国等の動向を注視しながら検討していきます。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【社会福祉課】

適切に面接を実施しています。また、保護決定につきましては、生活保護法第24条により原則14日以内に通知することになってはいますが、急迫な場合は社会福祉協議会の緊急小口資金貸付制度の活用を図るなど、速やかに対応しています。

- ②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

【社会福祉課】

身体障害がある者が通院用等に使用する場合や、事業用については認めております。

また、6ヶ月以内に確実に就労自立の見込める者については、処分指導を保留しております。

③就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【社会福祉課】

個別指導のため、現業員(ケースワーカー)以外に面接訪問協力員及び就労支援相談員を設置しています。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

【保険医療課】

後期高齢者医療制度は新しい医療制度となることが決まっています。また、国保の広域化についても国保が安定的に運営され、皆保険制度が維持されていくよう広域化に向けた施策が進められていますが、市民を始め対応に困らないような制度になるよう望んでいます。

⑤消費税率の引き上げは行わないでください。

【財政課】

消費税のあり方については、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)の中で「社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行う。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化にも着手していく。」とされているとされており、今後の動向を見守っていきたいと考えています。

なお、その後、東日本大震災の発生、急激な円高へのシフト、首相の交代など日本にとって大きな変動が連続してありましたことを踏まえ、より一層、今後の動向を注視していきたいと考えています。

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【市民病院】

当院が加入している、全国自治体病院協議会等を通じ、国に要望するよう働きかけていきます。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

【社会福祉課・高齢福祉課】

独自の減免制度は考えておりません。

⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。

【健康推進課】

市長会を通じて定期接種とするよう要望していきます。また、不活化ポリオワクチン導入については国の動向を見守っていきたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【社会福祉課】

地域生活支援事業の市民税非課税世帯への無料化実施に向けて検討中です。

- ⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

【市民病院】

当院が加入している、愛知県公立病院会等を通じ、本通知に基づき、愛知県が実施すべき事業をすみやかに展開されるよう働きかけていきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【保険医療課】

所得の激減による保険料の減免制度、一部負担金の減免制度は設けられています。また、低所得の方には保険料の軽減措置が執られています。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【保険医療課】

広域連合は資格証明書の発行について「市町村の意見を聞いて対応していく」と言っており、原則発行しない方向ですので、引き続き同じような対応をするよう望みます。

以上